

令和6年10月10日

西濃保健所長 様

主たる事務所の所在地  
岐阜県大垣市桜町896番地の1  
医療法人の名称  
医療法人社団ひのきこどもクリニック  
理事長氏名 佐久間 徹  
電話番号 0584(91)1551

医療法人事業報告書等届出書

令和5年度（令和5年8月1日から令和6年7月31日まで）の決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届け出ます。

添付書類

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書
- 6 社会医療法人の場合は、医療法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類
- 7 社会医療法人債発行法人の場合は、次の書類を添付すること。
  - (1) 純資産変動計算書
  - (2) キャッシュ・フロー計算書
  - (3) 附属明細表
  - (4) 公認会計士又は監査法人の監査報告書



〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書  
(自 令和 5 年 8 月 1 日 至 令和 6 年 7 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団ひのきこどもクリニック
- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )
- ②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人
- その他

- ③  基金制度採用  基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 岐阜県大垣市桜町 8 9 6 番地の 1
- (3) 設立認可年月日 平成 7 年 12 月 20 日
- (4) 設立登記年月日 平成 8 年 4 月 3 日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	佐久間 徹	ひのきこどもクリニック管理者
理 事	佐久間 栄香	
監 事	佐久間 肇	

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	ひのきこども クリニック	2112102674	岐阜県大垣市桜町 8 9 6 番地の 1	病床数 0

- 注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれ

それぞれについて内訳を[ ]書で記載すること。

3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
該当なし		

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
該当なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年9月25日 令和4年度決算の決定  
理事及び監事の任期満了による改選

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(9) その他

様式 26-3

法人名 医療法人社団ひのきこどもクリニック  
 所在地 岐阜県大垣市桜町896番地の1

※医療法人整理番号 

--	--	--	--	--

財 産 目 録  
 ( 令和6年7月31日現在 )

1. 資	産	額			339,388 千円
2. 負	債	額			6,125 千円
3. 純	資	産	額		333,263 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	238,178
B 固 定 資 産	101,210
C 資 産 合 計 (A+B)	339,388
D 負 債 合 計	6,125
E 純 資 産 (C-D)	333,263

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土	地	(□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建	物	(□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 26-1-4 (旧法：診療所を開設する医療法人)

法人名 医療法人社団ひのきこどもクリニック

※医療法人整理番号

所在地 岐阜県大垣市桜町896番地の1

貸借対照表  
(令和6年7月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	238,178	I 流動負債	3,994
II 固定資産	101,210	II 固定負債	2,131
1 有形固定資産	41,856	負債合計	6,125
2 無形固定資産	604	純資産の部	
3 その他の資産	58,750	科目	金額
		I 資本金	10,000
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	323,263
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	333,263
資産合計	339,388	負債・純資産合計	339,388

様式 26-2-2 (診療所を開設する医療法人)

法人名 医療法人社団ひのきこどもクリニック

※医療法人整理番号

所在地 岐阜県大垣市桜町896番地の1

損 益 計 算 書  
( 自 令和5年8月1日 至 令和6年7月31日 )

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	179,097
2 事業費用	176,836
本来業務事業利益	2,261
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	2,261
II 事業外収益	422
III 事業外費用	54
経常利益	2,629
IV 特別利益	25
V 特別損失	0
税引前当期純利益	2,654
法人税等	413
当期純利益	2,241

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

監事監査報告書

医療法人社団ひのきこどもクリニック  
理事長 佐久間 徹 殿

私は、医療法人社団ひのきこどもクリニックの令和5会計年度（令和5年8月1日から令和6年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年10月10日  
医療法人社団ひのきこどもクリニック  
監事 佐久間 肇